

【EPA 実務アドバンステキスト】第5刷

本テキストにつき、次の訂正箇所がございますので、大変申し訳ありませんがご訂正願います。

ページ	該当箇所	誤	正
122	下から1行目	5兆5千万円	5兆5千億円
142	Q3	韓国	<u>ベトナム</u>
202	1行目～2行目	採用しているのは日 EU・EPA だけである	採用している <u>もの</u> に日 EU・EPA <u>がある</u>
211	1. A)	中継国で非加工証明書を	中継国で <u>発行される</u> 非加工証明書を
	2. B)	ベトナム	<u>インドネシア</u>
213	解説 2.	ベトナム 24,428 件	CPTPP、EVFTA、RCEP、 <u>AKFTA、ACFTA、AANZFTA</u>
233	9行目	CPTPP、EVFTA、RCEP	<u>インドネシア 52,495 件</u>
236	原産地基準充足状況	HS8418.90	HS8418. <u>99</u>
237	<付加価値基準での達成見込み状況> <u>CPTPP</u> (カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ向け)	RVCBU=550÷1000=55%≥35%達成 ※原材料、労賃、一般経費、利益の合計は550ドルとする。 RVCBD=(1000-350)÷1000=65% ≥45%達成	<u>コンプレッサーが日本製の場合</u> RVCBU=350÷1000= 35% ≥35%達成 RVCBD=(1000-150)÷1000=85%≥45%達成 <u>コンプレッサーがタイ製の場合</u> RVCBU=150÷1000= 15% ≤35%未達成 RVCBD=(1000-350)÷1000=65%≥45%達成